

キャリア教育だより

平成30年2月23日

第11号(通算79号)

高校教育課

平成30年3月卒業予定者の就職内定状況（1月末現在・高校教育課調べ）

平成30年1月末現在の就職内定状況がまとまりましたのでお知らせします。

宮城県内高校生の1月末現在の就職内定状況は、卒業予定者19,807人、就職希望者4,581

人に対し就職内定者4,372人の95.4%となり、昨年度の同期を0.6ポイント上回りました。うち県内希望者は80.6%、県外希望者は19.4%と、県内就職が8割を超える状況になっていますが、今年は例年よりも県外希望者がやや増加しています。

宮城労働局の発表では、県内の高卒求人も順調に増加し、12月末時点で10,885人となり、前年同月より9.1%増加しました。過去の12月末時点との比較では、平成7年3月卒の12,310人に次ぐ求人数となりました。平成30年

3月卒業者に対しての求人は、これからは少ししか増加しないと思われるので、1月末時点での就職内定の209人（うち県内希望194人）の皆さんには、少しでも早く内定が得られるよう情報収集に努めてほしいと思います。



卒業予定の皆さんへ！

就職する方はもちろん、進学する方もアルバイトをしたり、卒業後は就職する事になると思います。そんなときに役立つように、9月に全ての卒業予定者を対象に、労働法ガイドブック「読んでみるっちゃ！」を各学校に送付しています。既にご覧になっている方も多いと思いますが、働いてから役立つルールについて、以下に示しますので是非参考にしてください。



労働法ガイドブック「読んでみるっちゃ！」より

・＜賃金＞

「最初は時給500円？」 → 都道府県ごとに賃金の最低額が定められており、それより低い額は認められません。給料が最低賃金以上か確認しましょう！

・＜賃金（労働条件の変更）＞

「急に給料を下げられた？」 → 会社は支払うと約束した賃金を支払わなければなりません。下げられた給料を黙って受け取ると「給料を下げている」という同意があったとされてしまうことがあるので、注意が必要です！

・＜賃金休暇・休日＞

「ライブに行きたいという理由で有給休暇が取れない？」 → 有給休暇は利用目的を問われることなく取得できます。アルバイトでも条件を満たせば有給休暇が付与されます。

・＜両立支援＞

「妊娠したら『辞めてもらう』と言われた」 → 妊娠などを理由とする退職強要、解雇などの不利益な取扱は法律で禁じられています。

・＜社会保険・労働保険＞

「仕事中にケガ。治療費は自己負担？」 → 仕事が原因のケガは労災保険が適用され、自分で負担する必要はありません。

・＜解雇＞

「ミスが原因で『もう明日から来なくていい』と言われた」 → 解雇には社会の常識にかなう納得できる理由が必要です。アルバイトなど契約期間に定めのある労働契約を結んでいる場合、契約期間中に解雇することは「契約違反」となり、原則としてできません。

・＜退職＞

「会社を辞めようとしたけど辞めさせてもらえない」 → 契約期間が定められていないときは、労働者は少なくとも2週間前までに退職の申し出をすれば、法律上はいつでも辞められます。会社とトラブルになったら、総合労働相談コーナーに相談しましょう。